

高森町こども計画

～ダイジェスト版～

(令和7年度～令和11年度)

1 基本理念

将来の子どもたちに誇れる町づくり 全国に誇れる『高森町』へ

本計画では、子育て家庭への支援をさらに充実させると同時に、町に関わる全ての人が子ども・若者に寄り添いその思いを共有することにより、こどもまんなか社会の実現に向けて、基本理念を定めます。

2 計画の期間

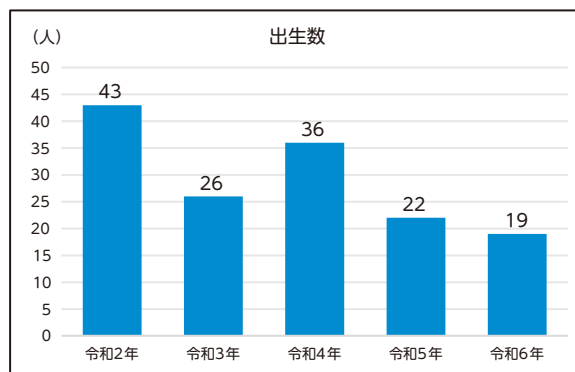
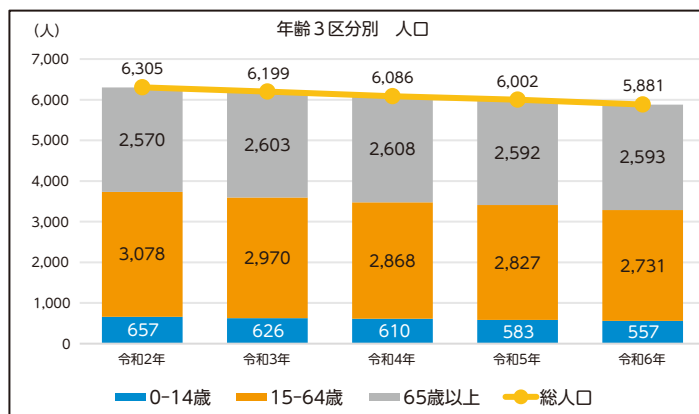
本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
第2期 たかもり新風まるプラン (令和2～令和6年度)									
				最終評価					
				見直し策定	高森町こども計画 (令和7～令和11年度) 第3期子ども・子育て支援事業計画 内包				

3 本町の状況

令和6年3月末現在の本町の総人口は、5,881人です。年々減少しており、年齢3区分別にみても減少傾向で推移しています。

出生数は、増減を繰り返していますが、令和2年から大幅に減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末）

4 子どもの生活実態調査

町内在住の方に子育て感や将来への希望などご意見やお考えをお尋ねし、子ども・若者施策推進の資料として検討し取りまとめることを目的として、令和6年1月に調査を実施しました。

調査の種類	対象者	配布数	回収数	回収率
子ども・若者調査	高森町在住の15歳から39歳までの方	1,000人	190人	19.0%
小学生調査	町内の小学6年生・義務教育学校6年生	46人	46人	100.0%
中学生調査	町内の中学3年生・義務教育学校9年生	50人	38人	76.0%

調査結果(抜粋)

● こども・若者政策に関して、高森町が取り組むべきこと

1位	放課後などに気軽に行ける安全・安心な居場所を提供する	44.7%
2位	経済的な困難を抱えている家庭を支援する	34.2%
3位	インターネットの適正な利用について学ぶ機会を充実させる	23.2%

● 高森町に必要なこと、あったら良いと思うこと、取り組んでほしいこと

【小学6年生】

1位	放課後休みの日に、無料または安い金額でご飯を食べられるところ	47.8%
2位	泥棒や危ない人、事件、災害などから自分の身を守る方法を教えてもらえる機会(場所)	39.1%
3位	勉強や進学について相談できる場所や人	30.4%

【中学3年生】

1位	お金の面でサポートしてくれる 放課後や休みの日に安心・気軽に行けて、宿題などができる場所	23.7%
2位	子どもが参加できるイベントとその情報 放課後休みの日に、無料または安い金額でご飯を食べられるところ	18.4%
3位	勉強や進学について相談できる場所や人	13.2%

調査結果からみえる本町の課題

- ◆ 母親の就業率が高まる中、仕事と子育てが両立できるまちの実現に向け、社会の理解の醸成と母親の負担感や孤立感を和らげられるような施策を進める必要があります。
- ◆ 支援サービスの周知徹底、アクセスの改善、相談窓口の整備、多様なニーズに対応するサービスの充実が必要です。
- ◆ 複合的な課題を抱える家庭への生活費、医療費、教育費等の経済的支援、カウンセリングやメンタルヘルスのサポートなどの心理的支援、情報提供の充実が必要です。
- ◆ 障がい、疾病、虐待、貧困等、それぞれの状況に応じた支援を進める必要があります。
- ◆ 小児科医師の確保、小児医療体制の整備、医療的ケア児への支援、こども医療電話相談事業(#8000)の周知、充実が必要です。
- ◆ 青少年期に身近に潜む危険から守り、不安を解消し、自身でたくましく健やかに育つ力を持てるような環境づくりを家庭、地域、事業者、行政等が一体となって積極的に進める必要があります。

5 本町の児童人口推計

下記は、令和6年度に実施した令和7年度～令和11年度の児童人口推計です。

年 齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳～5歳	174人	172人	178人	164人	163人
6歳～11歳	220人	195人	172人	171人	168人
0歳～11歳 合計	394人	367人	350人	335人	331人

6 第3期 高森町子ども・子育て支援事業計画

特定教育・保育の量の見込みと確保方策

特定教育・保育とは・・・

➡ 認定こども園、幼稚園、保育所で受ける教育・保育のこと

量の見込みとは・・・

➡ 必要利用定員総数（需要量）のこと

確保方策とは・・・

➡ 提供体制確保（供給量）のこと



各年度に教育・保育を提供する量の見込みを設定しました。確保の内容は以下のとおりです。

年 度	1号認定		2号認定	
	量の見込み（需要量）	確保方策（供給量）	量の見込み（需要量）	確保方策（供給量）
R7	9人	10人	83人	98人
R8	9人	10人	81人	98人
R9	9人	10人	85人	98人
R10	8人	10人	77人	98人
R11	8人	10人	76人	98人
年 度	3号認定（0歳児）		3号認定（1～2歳児）	
	量の見込み（需要量）	確保方策（供給量）	量の見込み（需要量）	確保方策（供給量）
R7	16人	15人	45人	57人
R8	14人	15人	48人	57人
R9	14人	15人	49人	57人
R10	14人	15人	46人	57人
R11	14人	15人	46人	57人

確保方策

令和7年度以降、1号、2号、3号共に供給量は確保されています。
 今後は、ファミリー・サポート・センター事業や乳児等通園支援事業など、園の保育以外の保育サポート支援を検討していきます。

地域子ども・子育て支援事業の確保方策

① 時間外保育事業

特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の延長保育に係る費用について、その全部又は一部を助成することにより必要な保育を確保する事業で、保育所においては11時間の開所時間を超えて保育を行う事業。

確保方策

令和7年度以降も対応可能な保育所、受け入れ数は確保できます。
今後も必要とする利用者への啓発活動を継続し、事業の充実を図ります。

② 放課後児童健全育成事業（学童保育）

両親が共働きなどの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休業中、生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

確保方策

令和7年度以降に向けて、今後も事業を継続しながら、子どもデイサービス事業（社会福祉協議会実施）や東学園見守り事業、児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）等を活用し、必要量の確保を行います。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育、保護を行う事業（原則7日以内）。

確保方策

令和6年度現在、町では未実施ですが、利用者希望者の把握を行い、町内の既存施設の活用や児童養護施設との委託契約での対応など実施に向けて検討を行います。

④ 地域子育て支援拠点事業

乳児または幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

確保方策

現施設において必要数の受け入れは可能ではありますが、施設の老朽化に加え、子育て講座や新たな支援事業を実施するにはスペースが手狭な状況であるため、施設の建て替えや移転などにより、子育て支援センターの更なる充実を図っていきます。

⑤ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に幼稚園において在園児を対象として、一時的に預かる事業。

確保方策

1号認定による利用は、令和7年度以降も供給量は確保されています。
2号認定による利用は、今後、保育短時間認定児童の増加に伴うニーズの高まりも想定されることから、供給量を確保していきます。

⑥ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に保育所その他の場所において一時的に預かる事業。

確保方策

今後、子育て支援センターでの実施を検討しているファミリー・サポート・センター事業等でニーズの確保を図ります。

⑦ 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

地域の児童が急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

確保方策

利用希望者の利便性向上のため、令和7年度に町内に病児・病後児保育施設を開設し、必要量の確保を図ります。

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学後）

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者の相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業（子どもの預かり、送迎など）。また、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行う。

確保方策

子育て支援センターの施設移転後に子育て支援センターでの実施を検討しています。

⑨ 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行い、こどもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業。

確保方策

令和6年度に住民福祉課にこども家庭センターを設置しています。
教育・保育・保健その他の子育て支援に係る情報提供などを関係機関と連絡調整をしながら、専門的な立場から必要な助言や支援を行います。

⑩ 妊産婦健康診査事業

妊産婦に対して妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業。

確保方策

母子健康手帳取得時に妊婦健診14回分の無料受診券を配布し、県内の産婦人科で対応可能です。県外医療機関・助産院については、限度額内で助成します。

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

確保方策

本町の出生数に合わせて保健師が全戸訪問を実施します。

⑫ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援を行う事業。

確保方策

適宜、適切に対応が必要な保護者へ支援を行います。



⑬ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

確保方策

本町における要保護児童対策地域協議会では、実務者会議や個別ケース検討会を開催し要保護児童等に対する支援を実施しています。また、令和6年度からは児童相談管理システムを導入し、関係機関へのスムーズな情報共有を図っています。

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

確保方策

現在本町では実施しておりませんが、必要に応じて実施を検討します。

⑮ 様々な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

確保方策

現在本町では実施しておりませんが、必要に応じて実施を検討します。

法改正にともなう「新規」支援事業の量の見込みと確保方策

① 子育て世帯訪問支援事業 ◆令和4年度児童福祉法改正

18歳未満の子どもを育てる家庭に対して、家事・育児等に不安や負担を抱える子育て世帯や、妊産婦・ヤングケアラー家庭を対象に支援員が訪問し家事・育児の代行をする事業。

年度	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)
R7	48人日/年	48人日/年
R8	48人日/年	48人日/年
R9	48人日/年	48人日/年
R10	48人日/年	48人日/年
R11	48人日/年	48人日/年

② 児童育成支援拠点事業 ◆令和4年度児童福祉法改正

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

年度	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)
R7	6人	20人
R8	6人	20人
R9	5人	20人
R10	5人	20人
R11	5人	20人

③ 親子関係形成支援事業 ◆令和4年度児童福祉法改正

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施すると共に、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業。

年 度	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)
R 7	4人	0人
R 8	4人	4人
R 9	4人	4人
R10	4人	4人
R11	4人	4人

④ 妊婦等包括的相談支援事業 ◆令和6年度児童福祉法改正

妊産婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。

年 度	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)
R 7	63回	63回
R 8	60回	60回
R 9	60回	60回
R10	63回	63回
R11	63回	63回

⑤ 乳児等通園支援事業 ※こども誰でも通園制度 ◆令和6年度児童福祉法改正

0歳～2歳の児童を持つ保護者において就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育園を利用できる制度。

年 度	必要定員数	
	量の見込み	確保方策
R 7	3人/日	0人/日
R 8	3人/日	3人/日
R 9	3人/日	3人/日
R10	3人/日	3人/日
R11	3人/日	3人/日

⑥ 産後ケア事業 ◆令和6年度児童福祉法改正

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

年 度	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)
R 7	28人日/年	28人日/年
R 8	27人日/年	27人日/年
R 9	27人日/年	27人日/年
R10	28人日/年	28人日/年
R11	28人日/年	28人日/年

7 高森町こども計画の取組

本町では、基本理念を実現するため以下の4つの基本目標のもとに本計画を推進します。

基本目標	施策項目	具体的な取組(抜粋)
基本目標 1 ライフステージを 通じて切れ目なく 一人ひとりを大切 にする支援	(1) 結婚を希望する人への支援	結婚相談や婚活イベント開催 等
	(2) 妊娠を希望する人や妊娠中の人への支援	不妊・不育治療助成 妊婦のための支援給付金 等
	(3) 子育てに係る経済的負担の軽減	出産祝金、子ども医療費助成、各種支援金、 助成金給付 等
	(4) 関係機関が連携した包括的支援体制の整備	重層的支援体制整備
基本目標 2 子どもの健やかな 育ちへの支援	(1) 子どもや母親の健康の確保	産後ケア、各種健診、予防接種助成 等
	(2) 幼児教育・保育の充実	時間外保育、一時預かり 等
	(3) 「たかもり型」教育・人材育成の推進	英語教育、小中一貫教育、キャリア教育の実施 等
	(4) 命と人権を大切にする教育の推進	防災・人権教育 等
	(5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	学校や地域の連携 薬物乱用防止教室等の開催 等
	(6) 多様な学びや体験、活躍ができる機会づくり	ブックスタート事業、総合地域スポーツクラブ 事業、高森町タブレット図書館事業 等
	(7) 子どもの居場所・遊び場づくり	放課後児童クラブ、子ども第三の居場所 等
基本目標 3 子育て・子育てを 支えるまちづくり	(1) 地域主体の子ども・子育て支援の推進	ファミリー・サポート・センター事業の検討 子ども食堂の周知 等
	(2) 子育て支援センターの充実	移転・機能強化、子育て講座等の実施 等
	(3) 仕事と子育ての両立のための活動・推進	病児・病後児保育事業 意識改革推進の普及啓発 等
	(4) こども政策DXの推進	母子健康手帳アプリの活用、町立保育園の ICT化、高森町子育て支援サイトの開設 等
	(5) 子どもと子育て家庭の相談体制の構築	産婦人科・小児科オンラインサービス、母子 保健・子育て支援センター専用SNSの活用 等
基本目標 4 子ども・若者の成長 と自立への支援	(1) 児童虐待防止対策に向けた取り組みの推進	児童相談管理システムを活用した情報共有 子育て世帯訪問支援事業 等
	(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	児童扶養手当、医療費助成 等
	(3) 障がいのある子への支援	保育所等巡回支援、各種手当、発達障害アセスメント調査 等
	(4) 様々な困難を抱える家庭への支援	ヤングケアラー実態調査、就学援助 等
	(5) 子どもの人権が尊重される体制の整備	子ども議会、高校生議会の開催、高森町子どもの権利委員会の設置検討 等

高森町こども計画 ダイジェスト版

発行日 令和7年3月

発行 熊本県高森町

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地

電話：0967-62-1111 Fax：0967-62-1174

